

函館市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 7 日

函館市長 大 泉 潤

#### 函館市規則第 1 8 号

函館市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

函館市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成 2 7 年函館市規則第 6 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項第 1 号中「および次項」を「，次項および次条第 3 項」に改める。

第 3 条第 3 項中「3 の項」を「4 の項」に改め，同項第 3 号を同項第 4 号とし，同項第 2 号を同項第 3 号とし，同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 生活保護法第 1 9 条第 1 項の規定に準じて行う保護の実施，同法第 2 4 条第 1 項の規定に準じて行う保護の開始もしくは同条第 9 項の規定に準じて行う保護の変更，同法第 2 5 条第 1 項の規定に準じて行う職権による保護の開始もしくは同条第 2 項の規定に準じて行う職権による保護の変更もしくは同法第 2 6 条の規定に準じて行う保護の停止もしくは廃止に関する情報

第 3 条第 3 項を同条第 4 項とし，同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 条例別表第 2 の 3 の項の規則で定める事務は，次の各号に掲げる事務とし，同項の規則で定める情報は，当該各号に掲げる事務の区分に

応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務 要保護者等に準ずる者に係る学校保健安全法第24条の援助の実施に関する情報
- (2) 昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始または同条第9項の規定に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 要保護者等に準ずる者に係る前号に掲げる情報
- (3) 昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始または同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務 要保護者等に準ずる者に係る第1号に掲げる情報
- (4) 昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第26条の規定に準じて行う保護の停止または廃止に関する事務 要保護者等に準ずる者に係る第1号に掲げる情報
- (5) 昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第63条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務 要保護者等に準ずる者に係る第1号に掲げる情報
- (6) 昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法第77条第1項または第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項または第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務 要保護者等に準ずる者に係る第1号に掲げる情報

#### 附 則

この規則は、函館市行政手続における特定の個人を識別するための番

号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（令和 8 年函館市条例第 2 号）  
附則ただし書に規定する改正規定の施行の日から施行する。